

2017年度 介護保険事業者に対する実地指導の結果

1 町田市が実施する実地指導について

介護保険法に基づく介護保険サービスには、入浴・排泄・食事等の介護、支援を行う「訪問介護」、施設等に通り食事や機能訓練を受ける「通所介護」、その他「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」や利用者の心身の状況等を勘案して、居宅サービス計画の作成や、居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの在宅サービスがあります。

また、町田市民のみが利用できる「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの地域密着型サービスや「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などの施設サービスがあります。

在宅サービスを行う事業者に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。また、地域密着型サービスを行う事業者に対する実地指導権限は、区市町村にあります。

町田市では、介護保険法23条に基づき町田市が指定権限を有する「居宅介護支援」、地域密着型サービス及び町田市が所管する社会福祉法人が運営する「介護老人福祉施設」を中心に実地指導を実施しています。なお、その他の在宅サービス及び施設サービスについては、都が指定権限を有するため、町田市では必要に応じて実地指導を実施しています。

2 2017年度 実地指導実施状況

2017年度の町田市の介護保険サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指摘とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

実地指導実施数 (①)	文書指摘 事業所数 (②)	口頭指導 事業所数	延べ指摘 (指導含む) 事項数(③)	文書指摘率 (②/①)	1法人当たり指摘 (指導含む)事項数 (③/①)
51	48	49	358	94.1%	7.0件

3 主な指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 居宅（個別）サービス計画の作成に当たっては、アセスメントを適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅（個別）サービス計画の作成に当たり、アセスメントを行っていない。 ○ 居宅（個別）サービス計画の作成に当たり、アセスメントが不十分である。 <p>(都条例第 52 号第 20 条第 4 号、都居宅施行要領第 3 の 3 (11) ⑤、都条例第 111 号第 28 条第 1 項、都施行要領第 3 の 1 の 3 (17)、市条例第 53 号第 59 条の 10 第 1 項、密着解釈通知第 3 の 2 の 2 の 3 (3) ④ 他)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <p>アセスメントに対する指摘事項は、各サービスにおいて共通した指摘項目となります。指摘を受けた事業者の中には、初回の居宅（個別）サービス計画の作成時のみアセスメントを実施している事例も見られました。アセスメントは、居宅（個別）サービス計画の作成ごとに行ってください。</p>	19
<p>◇ 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の家族の個人情報を用いる場合において、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ていない。 <p>(都条例第 52 号第 25 条第 3 項、都居宅施行要領第 3 の 3 (15) ③、都条例第 111 号第 34 条第 3 項、都施行要領第 3 の 1 の 3 (21)、市条例第 53 号第 35 条第 3 項、密着解釈通知第 3 の 1 の 4 (23) ③ 他)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <p>家族の個人情報の使用同意については、利用者の個人情報の同意を得てはいるが、家族の同意を得ていない事例が見られました。また、各事業者で使用している個人情報使用同意書の様式に利用者及び代理人の同意欄はあるが、家族の同意欄がない様式がありました。代理人欄とは、別に家族の同意欄を設けて家族としての同意を得てください。</p>	14
<p>◇ 勤務体制の確保等について適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月ごとの勤務表を作成していない。 ○ 月ごとの勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていない。 	10

<p>(都条例第 52 号第 9 条第 1 項、都居宅施行要領第 3 の 3 (3) ①、都条例第 111 号第 11 条第 1 項、都施行要領第 3 の 1 の 3 (4) ①、市条例第 53 号第 59 条の 13 第 1 項、密着解釈通知第 3 の 2 の 2 の 3 (6) ① 他)</p>	
<p><改善の際の注意点等></p>	
<p>月ごとの勤務表を作成しているが、従業員の勤務時間や兼務関係等が明確にされていない、又は一部の従業員について勤務表に載せていない事例がみられました。月ごとに勤務表を作成し、従業員者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別・管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	
<p>◇ 居宅（介護予防）サービス計画に福祉用具貸与（特定福祉用具販売）を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与（特定福祉用具販売）が必要な理由を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具貸与の利用の妥当性を検討していない。 ○ 居宅（介護予防）サービス計画に福祉用具貸与（特定福祉用具販売）が必要な理由を記載していない。 <p>(都条例第 52 号第 20 条第 21 号、都居宅施行要領第 3 の 3 (11) ⑳、市条例第 9 号第 33 条第 24 号、予防支援解釈通知第 2 の 4 (1) ㉓ 他)</p>	9
<p><改善の際の注意点等></p>	
<p>居宅介護支援及び介護予防支援の事業者のみに対する指摘ですが、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を居宅サービス計画等に位置付ける場合は、その妥当性を検討し、当該計画に必要な理由を記載してください。</p>	

根拠法令等

略称	正式名称
都条例第 52 号	東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年3月31日条例第52号）
都条例第 111 号	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）
市条例第 53 号	町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号）
市条例第 9 号	市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 27 年 3 月 31 日条例第 9 号）
都居宅施行要領	東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準

	に関する条例施行要領(平成 26 年 3 月 31 日 25 福保高介第 1757 号)
都施行要領	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成 26 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号)
密着解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017)
予防支援解釈通知	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・老老発